

第１９回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第１９回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととする。

１．調査日程及び調査対象時期

（１）調査日程

- ① 調査票の配布
平成２５年５月末に調査票を配布予定
- ② 調査の回答期限
平成２５年７月末までに調査票に回答していただくこととする。
- ③ 報告時期
調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。
（参考）第１８回調査 平成２３年１１月２日（中医協総会）

（２）調査対象時期

調査対象時期は平成２５年３月末までに終了する直近の２事業年（度）とする。

２．調査対象及び抽出率

（１）調査対象

調査対象は前回と同様とする。

（参考）第１８回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び１か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が３００件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び１か月の診療時間が１００時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

（２）抽出率

抽出率は前回と同様とする。

（参考）第１８回調査

病 院 １／３

（※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は１／１）

一般診療所 １／２０

歯科診療所 １／５０

保険薬局 １／２５

3. 調査内容等の整理

(1) 6月単月の調査

6月単月調査は毎回、回答施設が変わるので調査結果が回答施設の特性に影響を受けるため信頼性の問題があるとの指摘を踏まえ、これを実施しない。

また、6月単月調査のみで行っていた調査・集計については、事業年（度）調査で行う。

(2) 青色申告者（省略方式）の調査

前回調査と同様に、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所（ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。）に対し、青色申告書決算書及び付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる（回答者において選択する）こととする。

(3) 地域別集計の取扱い

地域の特性を確認するため、地域別集計は、国家公務員地域手当に係る級地区分を診療報酬上の入院基本料の地域加算の区分に変えるとともに、前回調査と同様に生活保護制度級地区分、介護保険制度に係る地域区分の3種類の地域別集計を行う。

(4) 消費税負担の状況把握

平成26年4月に消費税率の引上げが予定されており、医療機関等の支出について、薬剤費等の消費税が課税されるものと、人件費等の課税されないものを区別して消費税負担の状況を把握する必要があるため、調査項目の整理を行う。

(5) 調査票の簡素化

回答率の向上を目的に、未利用の調査項目について、廃止又は集計の実施の整理を行う。

(6) 給与の調査

現在、保険薬局のみ調査していない給与に関する項目について、保険薬局も経営状況を人件費の面から確認するため保険薬局に係る給与に関する項目の追加等を行う。

また、同一法人の保険調剤を行っている店舗数の項目を追加し、店舗数をもとに給与データ及び事業年（度）データの集計を行う。

(7) その他

入院基本料等の状況に関する項目について、医療を提供しているが医療資源の少ない地域に属する病院において、病棟ごとに違う区分の一般病棟入院基本料を算定している場合に、その旨を把握するため選択肢を追加するとともに特定一般病棟入院料の項目を追加する。

4. 集計区分

報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計（別紙参照）

①病院

前回と同様に「集計1」の対象施設を「医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とし、調査に回答した全ての施設は「集計2」とする。

②一般診療所・歯科診療所・保険薬局

前回と同様に調査に回答した全ての施設の集計として「集計2」のみ行う。

(2) 機能別集計等

①病院機能別の損益状況

②入院基本料別の損益状況

③一般病院 病床規模別の損益状況

④100床当たりの損益状況

⑤一般診療所 主たる診療科別の損益状況

⑥院外処方率別の損益状況

⑦保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況

⑧保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況

⑨保険薬局 店舗数別の損益状況（新）

⑩職種別常勤職員1人平均給料年額等

⑪療養病床を有する病院の損益状況

⑫療養病床を有しない病院の損益状況

⑬損益率の分布

⑭地域別集計（入院基本料の地域加算、生活保護、介護保険の3区分）

⑮45度分布図

⑯事業年（度）の分布

(3) 中央値等

平均値以外に、中央値及びヒストグラム分析を行う。

(4) 参考集計

3.(2)の規定に基づき、直近2事業年（度）の調査項目の記入を省略した一般診療所及び歯科診療所の集計については、別途参考として集計を行う。

5. その他

有効回答率の向上方策として、次のことを行う。

① ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。

② 診療側関係団体の地方支部HP、広報誌等に医療経済実態調査の周知、回答喚起などの記事を掲載してもらうよう協力を要請する。

③ 診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。

なお、診療側関係団体への調査客体名簿の提供は行わないこととする。

(別紙)

集計区分について

区 分	医業・介護収益に占める介護収益の割合が 2%未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計
病 院	集計 1 (再掲)	
一般診療所 歯科診療所 保険薬局		集計 2